## 足利市障害者移動支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 足利市障害者移動支援事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)第77条「地域生活支援事業」に基づき、屋外での移動に困難がある障害者・児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援を行うことにより、障害者等が地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 本事業の実施主体は、足利市とする。
- 2 市長は、本事業の全部又は一部を法第29条に規定する事業の届出をした 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設等適切な事業運営を行 なうことができると認められる社会福祉法人等(以下「事業者」という。) に委託することができる。

(対象者)

- 第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する障害者であって、 社会生活上必要不可欠な外出時若しくは余暇活動等社会参加のための外出時 に支援が必要と市長が認めた者(以下「利用者」という。)とする。
  - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定 により身体障害者手帳の交付を受けている者(ただし、視覚障害者及び 視覚障害児は除く。)
  - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (4)治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働省が定める程度である者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、特に支援の必要があると市長が認めた者 (事業の内容)
- 第4条 本事業は、利用者の外出において個別(利用者 1 名に対し支援員が 1 名で行なうもの。)の移動支援のみとし、グループ単位での移動支援、車両輸送による移動支援は対象としない。
- 2 事業の対象時間は原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。そのうち法第19条第1項に規定する介護給付費等が給付される時間は対象としない。

3 事業者は、事業が適切に実施できるよう移動介護従事者としての豊富な経験を有した支援員を配置するものとする。

(利用の申請)

(利用の承認決定等)

第5条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める足利市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出するものとする。

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の 可否を決定し、別に定める足利市地域生活支援事業利用決定通知書(以下 「決定通知書」という。)又は足利市地域生活支援事業却下(取消)決定通 知書により申請者に通知するとともに、決定した障害者等を移動支援事業利 用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

- 第7条 前条の規定による利用決定の期間は、当該利用決定の日から原則1年 以内とする。
- 2 利用者が、利用決定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、利用 決定期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければなら ない。

(利用の変更及び廃止)

- 第8条 利用者(保護者)は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当すると きは、別に定める足利市地域生活支援事業変更(廃止)申請書により、速や かに市長に届け出なければならない。
  - (1) 利用者の住所等を変更した場合
  - (2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合
  - (3) 利用の中止をする場合

(利用の取り消し)

- 第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規 定による利用決定を取り消すことができる。
  - (1) 本事業の対象者でなくなった場合
  - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
  - (3) その他市長が利用を不適当と認めた場合

(利用の方法)

- 第10条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者 に提示し、事業者に直接依頼するものとする。
- 2 利用者は、本事業を利用したときは、別に定める足利市地域生活支援事業 利用台帳兼負担金報告書を事業者に提示し、利用時間等の確認をする。 (利用料)
- 第11条 利用者は、利用料として別表に定める額の100分の10を事業者

に支払うものとする。ただし、有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、 利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

(利用料の減免)

第12条 市長は、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者(利用者が 18 歳以上の場合にはその配偶者に限る。)が、事業の利用があった月の属する年度(利用のあった月が4月から6月までの場合には前年度)分の地方税法の(昭和25年法律第226号)の規定による市民税を課されない者である場合又は利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省令で定める者である場合には、前条の規定する利用料を減免することができる。

(委託料)

- 第13条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、別表に 定める額から第11条に規定する利用料(前条の規定が適用される場合にあ っては、減免後の利用料)を差し引いた金額を事業者に対して支払うものと する。
- 2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該 月に係る委託料を一括して請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認の上、委託料 を支払うものとする。

(遵守事項)

- 第14条 事業者は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業 所ごとに従事者の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 事業者は、支援員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ ばならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速 やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、支援員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を 整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者及び支援員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## (別表)

個別移動支援事業利用料

利用時間	利 用 料	
	(身体介護を伴わない場合)	(身体介護を伴う場合)
30分	1,040円	2,540円
1 時間	1,950円	4,020円
1 時間 30 分	2, 730円	5,840円
2 時間	3, 430円	6,670円
2 時間 30 分	4, 130円	7,500円
3 時間	4,830円	8, 330円
3 時間 30 分	5, 530円	9,160円
4 時間	6,230円	9,990円
4 時間 30 分	6,930円	10,820円
5 時間	7,630円	11,650円
5 時間 30 分	8,330円	12,480円
6 時間	9,030円	13,310円
6 時間 30 分	9,730円	14,140円
7 時間	10,430円	14,970円
7 時間 30 分	11,130円	15,800円
8 時間	11,830円	16,630円
8 時間 30 分	12,530円	17,460円
9 時間	13,230円	18,290円
9 時間 30 分	13,930円	19,120円
10 時間	14,630円	19,950円
10 時間 30 分	15,330円	20,780円
11 時間	16,030円	21,610円
11 時間 30 分	16,730円	22,440円

- \* 早朝時間帯(午前6時から午前8時まで)は25%に相当する額を乗じる。
- \* 夜間時間帯(午後6時から午後10時まで)は25%に相当する額を乗じる。
- \* 深夜時間帯(午後 10 時から午前 6 時まで)は 50%に相当する額を乗じる。
- ※「身体介護を伴う場合」の利用者とは、「日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護を提供することが想定される利用者」をいう。
- ※ 利用時間は 30 分単位とする。それ以外の利用時間であった場合、30 分と 算定するには 20 分以上の支援が必要です。